

学校において予防すべき感染症一覧

病 名		出席停止の期間の基準
第 一 種	感染症法の一類感染症と、結核を除く二類感染症	
	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱 マールブルグ病、急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第 二 種	空気感染又は飛沫感染するもので、児童生徒等の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い感染症	
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発病した後5日（翌日を1日目として）を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特定の咳が消失するまで、または5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで
	咽頭結膜熱	主要な症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日（翌日を1日目として）を経過し、かつ、※症状が軽快した後1日を経過するまで 無症状の感染者については、検体を採取した日から5日を経過するまで （また、発症から10日間を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨する）
※病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めたときは、この限りではない。		
第 三 種	学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 パラチフス、腸チフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 (その他の感染症) 感染性胃腸炎、サルモネラ感染症、溶連菌感染症 マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症 伝染性紅斑、RSウイルス感染症、带状疱疹 手足口病、ヘルパンギーナ等	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで

留意事項

※症状が軽快とは、従来社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す